

石巻市復興推進計画

平成27年6月12日

宮城県石巻市

1. 計画の区域

石巻市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても沿岸地域が大津波によって壊滅的な被害を受けたほか、本市内の全域において、全半壊又は一部損壊した建物が56,698棟（被災前全住家数の76.6%）にのぼるなど、住宅や、水道をはじめとする社会インフラ等に甚大な影響を及ぼしている。また、本市における基幹産業である製造業の主要な工場や事業所等も震災による甚大な被害を受け、震災以前の取引関係を維持することが困難な状況にあり、早急に生産活動を震災以前の水準に戻すことが必要不可欠である。

このような中で、本計画の着実な推進により本市経済の迅速な復興ならびに産業の活力再生および高度化を目指し、中核的な産業を担う立地企業の復興に向けた支援を進めることにより被災者の雇用継続及び新規雇用創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市での雇用継続及び新規雇用創出を図るため、本市の中核的産業である食品製造業について、立地企業の冷凍食品製造工場の建設を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地するマルハニチロ株式会社（以下「対象事業者」という。）が冷凍食品製造工場を整備するために、当施設の整備に必要な資金を貸し付ける事業。

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市では、食料品製造業が集積し、市内製造業において大きな比率を占めている。その従業員数は、全製造業の中で第1位の中核的産業である。今般、対象事業者が実施する、津波浸水被害を受けた石巻工場の再編整備および生産能力増強は、本市の中核的産業である食料品製造業の高度化に資するとともに、当該産業における雇用維持及び創出に寄与するものである。当該施設の本格稼働後における出荷額は、約65億円と本市の食料品製造業の約14.0%を占め、本市の当該産業において果たす役割として中核的なものであり、今回の施設の再編整備により、150名の雇用維持及び40名の新規雇用創出が図られ、震災により喪失した本市の雇用の回復に資するものである。

上記のとおり、当該施設の整備は、目標に掲げた「被災者の雇用継続及び新規雇用創出」を図るために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものであり中核となるものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者が実施する、津波浸水被害を受けた石巻工場の再編整備および生産能力増強は、本市の中核的産業である食料品製造業の高度化に資するとともに、150名の雇用維持及び40名の新規雇用創出を予定している。

これらの効果は、被災者の雇用継続及び新規雇用創出を図るとともに、地域経済の活力の再生に資するものであり、本市における復興の円滑かつ迅速な推進に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見聴取を行った。

また、石巻市、石巻商工会議所、株式会社日本政策投資銀行、株式会社街づくりまんぼう、宮城県を構成員とする石巻市復興特区金融協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。